

集中改革プラン

（新行財政運営改善計画）

伊丹市

目 次

○ はじめに	2
これまでの取り組みと本市の現状	2
今後の改革の基本方針と目標	3
1 事務・事業の再編・整理、廃止・統合	3
行政評価に基づく事務事業の見直し	3
補助金総額の縮減	3
新規施策・投資的経費等の重点化	3
2 民営化・民間委託化等の推進	4
民営化の推進	4
費用対効果・効率性を重視する外部委託	4
市民参画、協働などの政策目的をより重視する外部委託	5
指定管理者制度の活用	5
3 定員管理の適正化	5
4 手当の総点検をはじめとする給与の適正化	6
5 第三セクターの見直し	6
地方公営企業の経営健全化	6
地方公社等の経営健全化	7
6 経費削減等の財政効果（積極的な財源確保）	7
未収金の徴収強化	7
収益事業収入の確保	7
適正な受益者負担	7
予算執行	8
○ 結び	8
別表1 「平成17年度における財政健全化の改善項目及び改善額」	9
別表2 「財政収支見通し」	10
別表3 「財政健全化にかかる具体的な見直し項目・内容・時期」	11

○ はじめに - 行財政改革の必要性 -

これまでの取り組みと本市の現状

本市では、平成 15 年度の一般会計当初予算編成にあたり、長引く景気の低迷による不況や累増した市債の償還などによる極めて厳しい財政状況から、平成 15 年度から平成 17 年度を計画期間とする「行財政運営改善計画（第 4 次行政改革大綱）」を策定し、基本方針である（１）市民参画・協働のまちづくりの推進（２）事務事業の見直し（３）健全な財政基盤の確立（４）行政組織の効率的経営に取り組んできたところである。

しかし、計画期間の最終年度である平成 17 年度の当初予算においても、歳入については法人市民税に企業業績の改善から回復の動きが見られるものの、個人所得の低迷と納税義務者数の減などによる個人市民税の減少、地価の下落による固定資産税・都市計画税の減収など、市税収入は回復しているとは言えない状況が続いている。

また、歳出については少子高齢化が進展していることなどから、受給者の増大による社会保障費が累増していることのほか、義務的経費である生活保護費などの扶助費や介護保険事業特別会計への繰出金の増加が続き、震災を契機に増大した市債の発行に伴う償還額である公債費も高い。さらに、国における地方税財政制度改革、いわゆる三位一体改革への対応をしたところ、骨格予算であるにもかかわらず、財政基金から 8 億円の繰入れが必要となった。

第 4 次行政改革大綱の計画期間中の各年度の財政基金からの取崩しは、平成 15 年度 6 億 8 千万円（決算）、16 年度 8 億円（決算）、17 年度 8 億円（当初予算）と多額の処分が経常化しており、財政基金残高も 17 年度末見込みで約 23 億円と過去との比較において低位で推移している。

別表 1「平成 17 年度における財政健全化の改善項目及び改善額」参照

今後も、歳入の大幅な回復は期待できず、それを補う財源対策のための資源が十分でない。具体的には、平成 18 年度からの「第 4 次総合計画 後期事業実施 5 力年計画」の期間（平成 18 ～ 22 年度）における財政収支見通し（別表 2）では、従来のやり方を抜本的に見直さない限り、新規・投資的経費を従来の 30 億円から 20 億円に圧縮したとしても、毎年 20 ～ 30 億円程度、5 力年で約 120 億円の財源不足が生じ、本市の行財政運営は立ち行かない危機的な状態となる見込みである。

このため、総務省が平成 17 年 3 月に策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を参考としつつ、本市の現況を勘案し、伊丹市総合計画、後期事業実施 5 力年計画との整合を図りながら、平成 18 年度から 22 年度までを計画期間とする、新行財政運営改善計画（第 5 次行政改革大綱）を策定し、これを着実に実行することによって、本市の行財政

改革を推進していくこととする。

今後の改革の基本方針と目標

平成18年度から22年度までに見込まれる約120億円の収支格差を是正することに加え、国の動向や社会経済状況も大きく変化するなかで、伊丹市総合計画にある将来像である「豊かな生活空間 人間性あふれる成熟社会をはぐくむ 市民自治のまち」の実現に向けて、(1)内部努力による人件費総額の縮減 (2)民営化・民間委託化等の推進 (3)ゼロベースからの事務事業の見直し (4)地方公営企業の経営健全化 (5)地方公社等の経営健全化 (6)積極的な財源確保を基本方針とし、全庁的な行財政改革の取り組みとすることで、「安全に安心して暮らせ、住むことに誇りと愛着を持てる『夢と魅力のあるまち伊丹』」を目指すものである。

1 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

行政評価に基づく事務事業の見直し

事務事業の見直しに当たっては、行政評価を事業採択の意思決定をするための情報を得る有効なツールと位置付けて活用する。また、絶えず市民ニーズに合致するよう不急な事務事業を抽出し、事務事業の見直しを日常業務の一環として取り組む。

なお、行政評価制度の運用については、施策方針の効率的かつ効果的な達成に資するよう、また、その達成度合いを市民が理解し易くなるように、施策レベルの評価の設計及び導入を進めるとともに、情報公開・市民意見の聴取のあり方についてより一層の工夫を行う。

補助金総額の縮減

団体補助金については、既得権化しないよう補助の目的を現在の視点で見直し、行政として対応すべき必要性、経費負担のあり方、行政効果等について検証することで、その透明性の向上に努め、整理を行う。また、新たに必要性の高い分野へ補助を行うに当たっても、サンセット方式を採用し、予め終期を設定することにより一定期間経過後に存廃が判断できるようにするなど、市民に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・統合・縮減を行う。

新規施策・投資的経費等の重点化

投資的事業についても一定の縮減を図るとともに、優先順位付けによる実施事業の厳選を行い、ソフト事業についても次世代育成支援事業等、重点化する分野を定め、これらにかかる一般財源を各年度20億円程度とする。(事業見直しに伴う代替施策は除く。)

また、新規・投資的事業の財源については、変革する国庫補助金制度や地方債制度に的確に対応し、その財源確保に努める。なお、市債については、中長期的な視点に立った計画的な地方債管理を行い、特例債及び土地開発公社経営健全化計画に基づく用地取得にかかる地方債を除き、原則として各年度30億円以内の発行とする。

< 具体的な見直し >

- 福祉医療制度の見直し
- 敬老祝金給付事業の見直し
- 電子入札制度の導入 等

2 民営化・民間委託化等の推進

厳しい財政状況下においても行政課題に適切に対処し、市民サービスを提供していくため、「民間でできるものは民間に委ねる」という考え方の下、現在の市民サービスの提供のあり方全体を見直し、民営化・民間委託・指定管理者制度等、様々な形態の中から市民にとって最適な手法による官民の役割分担・協働を進める。

外部委託や指定管理者制度の活用に当たっては、経済性・効率性と市民サービスの質の維持・向上を両立させることが前提となる。このため、外部委託や指定管理者制度の導入対象となった部門・施設やこれらに関連するサービスの提供主体に対して、市が継続的にチェック・管理できる体制を構築するとともに、その責任・権限を明確にすることで、委託先、指定管理者に対して適宜、是正措置がとれる運用体制を構築する。

民営化の推進

社会環境の変化に伴い、行政サービスの提供に当たって、多様化する市民ニーズに柔軟に対応することが求められている。

今後は民間部門の活力をさらに導入することにより、官が直接に提供主体になるのに比べ、市民にとってより良いサービスを効率的に提供できると考えられる場合には、民間部門に事業運営を委ねる民営化を推進する。

民営化された後も、市が担うべき指導・監督の責任を十分果たしつつ、サービスの質・量の確保・向上を図る。

費用対効果・効率性を重視する外部委託

団塊の世代の職員の大量退職を迎えるにあたり、市民サービスの低下となる事業の停滞を防ぐため外部委託等をさらに積極的に推進し、サービスを安定的に実施できる体制を構築する。

法令への適合性、行政責任及び主体性の確保、経済性・能率性への期待、受託能力の客観性の確保に留意しながら、総務事務や定型的業務を含めた事務事業全般について検討を行ったうえで、可能な限り民間に委ねる。

市民参画、協働などの政策目的をより重視する外部委託

市民参画・協働のまちづくりを推進する観点から、市民組織やNPOを自立した対等なパートナーとして、市民にとって身近な事務事業を委託するなど、官民協働によるまちづくりを進める。

指定管理者制度の活用

民間事業者の有する優れたノウハウを活用して、市民サービスの向上を図るとともに経費の縮減を目指す。

現在、直営の施設についても指定管理者制度への移行を積極的に検討しその拡大を図る。なお、当検討の合理性を高め、市民への説明責任を果たすために、直営施設を含む市所管施設の行政コスト情報を積極的に開示していく。

また、指定管理者の指定を行うに当たっては、原則公募によることとしており、初回、例外規定により特定団体を指定管理者とした施設においても、次回更新時には公募する方向で、検討を加えるものとする。

< 具体的な見直し >

- 公立保育所の民営化の推進
- 秘書課業務の一部委託化
- 庁用車両運転業務の委託化
- 学校給食センター配送業務の委託化
- 公の施設の指定管理者制度導入 等

3 定員管理の適正化

平成17年4月から平成22年4月までの5年間を計画期間とする定員適正化計画に基づき、定員数の適正化を図ることを基本としつつ、財政健全化にかかる見直し項目を実施することにより、継続的な事務事業のあり方及び手法を見直し、定員のさらなる適正化と人件費総額の縮減を図る。併せて、各種施策を着実かつ効果的に実現するための適応力と柔軟性がより発揮できるよう、また、新たな行政課題やニーズに的確・機動的に対応できるよう、簡素で効率的な組織への見直しを行う。

また、ICT（情報通信技術）の積極的な導入により徹底的に事務の省力化、効率化及び市民サービスの向上を図るとともに、一時的な事務事業の増大に対応するだけでなく、ワークシェアリングの観点も含め、嘱託職員、臨

時職員、人材派遣の適正な活用を図る。

さらに広域行政による事務の連携・共同化を推進し、市民生活の広域化に対応した効率的できめ細やかな行政サービスの実現に努め、時代の変化に対応した職員の職務遂行能力、資質、モラルの向上を図るとともに、最少の経費で最大の効果を発揮する組織・機構の見直しを図る。

< 具体的な見直し >

- 次世代育成支援事業推進のための組織の一元化
- 定員適正化計画に基づき、職員数を平成 17 年 4 月から平成 22 年 4 月までの 5 年間に 121 人 (5 . 7 %) 削減する。

4 手当の総点検をはじめとする給与の適正化

社会経済情勢や雇用システムの変化等を踏まえ、人事行政においても複雑・多様な行政需要に柔軟に対応し、行政の効率化に資するため、多様な勤務形態が制度化されたところである。このような制度の適正な運用とあわせ、一方で公務の性格や内容等を踏まえ、住民の理解と納得が得られる給与制度及び給与水準の適正化が強く求められている。

こうした現状に鑑み、給与構造・水準及び各種手当の適正化と、併せて能力・職責・業績を適切に反映した給与体系の構築に取り組む。

< 具体的な見直し >

- 特殊勤務手当の見直し
- 福利厚生事業の見直し 等

5 第三セクター等の見直し

地方公営企業の経営健全化

地方公営企業は従来から「経済性」を発揮するとともに、その本来の目的である「公共性」に基づくことを経営原則として、水道、交通、病院の事業を通じて市民にサービスを提供してきた。

近年、地方公営企業を取り巻く環境は、利用者の生活様式の多様化により大きく変化している。

一方、収支不足を単に一般会計や受益者に負担を求める状況にない。したがって、こうした時代の変化に対応し、地方公営企業がその本来の目的である公共の福祉を増進していくため、それぞれの経営健全化計画を適切に策定・実施することにより健全経営に努める。

地方公社等の経営健全化

土地開発公社については、現在、第１次の経営健全化計画（Ｈ１３～１７）の最終年度であり、計画に基づき健全化に取り組んだ結果、一定の成果をあげつつある。

また、累積欠損金に係る支援策として、平成１７年度において決算剰余金の一部を活用して、利子補給を行い、累積欠損金の拡大防止を図ったところである。

今後は、平成１８年度からの第２次経営健全化計画（Ｈ１８～２２）に沿って、地方債を活用した積極的な公社所有地の削減を図るとともに、利子補給のみならず、累積欠損金を解消するための支援措置を講じ、経営健全化を推進していくこととする。

外郭団体については、設立から年月が経過するにつれ、社会経済情勢の変化や指定管理者制度の導入とともに、その意義や役割が変化してきており、当初の設立目的を現段階で問い直す必要があるものと思われ、固定観念にとられることなく、柔軟な組織の改廃・再編を念頭に置き、見直しを進める。

また、市からの派遣職員を引き揚げ、自立経営を促し、独立採算・企業性の推進を目指す。

<対象>

- （財）伊丹市都市整備公社・（財）伊丹スポーツセンター・（財）柿衛文庫・
- （財）伊丹市公園緑化協会・（財）伊丹市文化振興財団・
- （社）伊丹市社会福祉協議会・（社）伊丹市社会福祉事業団

6 経費節減等の財政効果

（積極的な財源確保）

未収金の徴収強化

未収金については目標値を設定し、徴収率の向上を図るとともに、未収金の発生を未然に防ぐ方策を積極的に講じる。

収益事業収入の確保

特別競走の誘致や人件費の見直しなど、歳入・歳出両面での経営改善を進め、収益事業収入の確保に努める。

適正な受益者負担

適正な受益と負担の考え方に基づき、適時、使用料及び手数料等を見直す。

予算執行

予算については厳正な編成および効率的な執行をすることにより、歳出の抑制に努め、予算消化主義を改めるとともに余剰予算の管理等を厳格に行う。

< 具体的な見直し >

- 市税・国保税・保育料・市営住宅家賃他の徴収強化
- し尿収集手数料（臨時分）の改正 等

平成18年度から22年度までの「財政収支見通し（一般財源）」は別表2、「財政健全化にかかる具体的な見直し項目・内容・時期」は別表3のとおりです。

○ 結び

本市においては、昭和60年度に行財政運営改善計画（第1次行革大綱）を策定して以来、必要に応じて数次の計画を策定・実行してきており、現在は計画期間を平成15年度から17年度とする第4次行革大綱に取り組んでいるところである。

従来は財政の危機的状況を回避するための、いわば対症療法的な取り組みであったと言える。今後は行政改革集中改革プラン（第5次行財政運営改善計画）の実行を特別視することなく、社会経済情勢や市民ニーズの変化に適切に対応していくための手法として、前例踏襲的な考え方にとらわれることなく、常に問題意識を持ち、旧来のやり方の変革に向け積極的に取り組んでいかなければならない。

また、その内容・取組状況についてわかりやすく外部に公表することで積極的に市民との情報の共有化を図り、市民の理解と共感が得られるよう努め、参画と協働によるまちづくりを目指すものとする。

平成17年度における財政健全化の改善項目及び改善額

別表1

平成17年度 改善額

合 計 167 件 34億9,000万円

内訳) 歳入 14 件 1億 500万円
歳出 153 件 33億8,500万円

改 善 項 目		改 善 額
		(単位：百万円)
1. 事務事業等の廃止		
眼科診療事業の廃止		1
「町衆」講座 他		4
計		5
2. 民営化の推進		
さつき学園・くすのき園の民間移管		84
3. 民間等委託化		
し尿収集運搬業務の委託化		39
福祉医療費 現金償還業務の委託化 他		15
計		54
4. 縮 小		
市民健康村のあり方(伊丹山荘・送迎バスの廃止)		59
消費生活情報誌の頁数の減等		1
平和フォーラムの開催		1
計		61
5. 事業の統合		
高齢者ふれあい入浴と公衆浴場福祉対策補助との統合		0
6. 適正な受益者負担		
ふれあい交流センターの入浴料金の改正		1
7. 企業性の推進		
病院事業会計補助の見直し		152
公共下水道事業繰出金の見直し 他		626
計		778
8. 整備手法等の見直し		
違法駐車排除事業の見直し		3
投資的規模に係る一般財源の抑制 他		1,710
計		1,713
9. 休 止		
記念樹緑化・地域に開かれた緑化推進(学校緑化)		1
サンシティ診療所事業(歯科)		0
計		1
10. 人件費の抑制		
給与水準の適正化・新陳代謝・超過勤務手当の削減		486
11. 収入の確保		
市税徴収率の向上 他		48
上 記 1 ～ 11 の 計		3,231
12. 未利用地の処分		
市有地の売却		10
旧里道・水路敷の売り払い		20
計		30
13. 平成15・16年度からの継続効果		
骨粗しょう症検診の直営化 他		229
合 計 (1 ～ 13)		3,490

別表 2

財政収支見通し(一般財源)

(見直し前)

	項 目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22 合計
歳入	市税	28,236	29,907	29,950	29,483	29,471	147,047
	地方譲与税他	5,852	4,129	3,944	3,944	3,944	21,813
	地方交付税等	6,100	5,875	5,853	6,092	5,973	29,893
	収益事業収入	50	50	50	50	50	250
	財産収入他	799	663	527	527	527	3,043
	計	41,037	40,624	40,324	40,096	39,965	202,046

	項 目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22 合計
歳出	人件費・扶助費・公債費	23,978	23,368	23,235	23,290	23,360	117,231
	物件費・補助費等	10,943	11,113	11,063	10,990	10,871	54,980
	繰出金他	6,491	6,510	6,591	6,610	6,630	32,832
	新規施策・投資的経費	1,667	2,000	2,000	2,000	2,000	9,667
	計	43,079	42,991	42,889	42,890	42,861	214,710

	財源不足額	2,042	2,367	2,565	2,794	2,896	12,664
対応	健全化による改善額	1,984	2,298	2,506	2,751	2,995	12,534
	未利用地の売却	58	18	18	18	18	130
	財政基金の取崩額	0	0	0	0	0	0
	計	2,042	2,316	2,524	2,769	3,013	12,664

(見直し後)

(単位 : 百万円)

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22 合計
28,305	29,976	30,019	29,552	29,540	147,392
5,852	4,129	3,944	3,944	3,944	21,813
6,100	5,875	5,853	6,092	5,973	29,893
430	350	350	350	350	1,830
859	685	549	549	549	3,191
41,546	41,015	40,715	40,487	40,356	204,119

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22 合計
23,039	22,166	21,802	21,657	21,529	110,193
10,407	10,448	10,421	10,304	10,138	51,718
6,433	6,452	6,533	6,551	6,572	32,541
1,667	2,000	2,000	2,000	2,000	9,667
41,546	41,066	40,756	40,512	40,239	204,119

+0	51	41	25	+117	+0
----	----	----	----	------	----

財政健全化にかかる見直し項目

別表 3

1 人件費の抑制 4件 [改善見込額 3,510百万円 内18年度 644百万円]

項 目	現 状	見直し内容	年度
1 特殊勤務手当	現行 29 手当。	職員組合との協議が整い次第、17 手当に整理・統合する条例化。	18～
2 福利厚生事業	退職給付金の給付とこれに伴う事業主負担 10/1,000。	事業主負担金 4.5 / 1,000 退会給付金制度の廃止。	18～
3 職員定数の適正化	職員数の適正化を図るため、職員数の削減を行いつつも、組織維持の観点から、一定数の職員採用を計画的に実施。職員数 2,121 人 (H17.4.1 現在)	指定管理者制度の導入、外郭団体の整理・統合等により、派遣職員の引き揚げを図るとともに、再任用職員、嘱託職員、臨時職員の適正な活用により、新規職員の採用を抑制。	18～
4 賃金カット・職務段階別加算割合カット・管理職手当カット	賃金カット：市長10%・助役7%・収入役、教育長、常勤監査委員5%・部長5%・次長4%・課長3%・副主幹以下1% 職務段階別加算：一律50%カット 管理職手当：課長級以上5%カット(いずれも～H18.3.31)	賃金のカット率を市長12%・助役8%・収入役、教育長6%に引き上げ、常勤監査委員は左記カット率を継続して実施。部長以下の一般職については、左記内容を18年度も継続することで職員組合との協議が整い次第、条例化。	18～

2 民営化・民間委託等 5件 [改善見込額 1,951百万円 内18年度 203百万円]

項 目	現 状	見直し内容	年度
1 公立保育所の民営化の推進	公立保育所 8 施設を運営。	多様な保育ニーズに対応するため、民間の柔軟性や独自性などに着目し、具体的に検討。	19～
2 学校給食センター配送業務の委託化	市職員により業務を行っている。	民間委託化。	18～
3 秘書課業務の一部委託化	市職員により業務を行っている。	一部業務の民間委託化。	18～
4 庁用車両運転業務の委託化	市職員により業務を行っている。	公用車(市長車・議長車・マイクロバス)の運転業務は民間委託を目指す。	19～
5 公の施設の指定管理者制度	公の施設を直営・管理委託により運営。	指定管理者制度の導入 43 施設	18～

3 事務事業の見直し

○ 廃止 30件 [改善見込額 1,794百万円 内18年度 198百万円]

項 目	現 状	見直し内容	年度
1 民営自転車駐車場運営助成事業	指定地域において民営自転車駐車場を建設する際の建設・運営補助及び融資あっせん並びに借入資金の利子補給。	現状においては一定量の駐輪場整備がされており、新たな利用申請も10年以上ないため制度廃止とする。なお、JR伊丹駅周辺の駐輪対策については、JRに対し、その対応を継続して求めていく。	18～
2 こやいけ園事業	高齢者の交流といきがいづくりのための授産事業。	高齢者の健康増進、生きがい充実等を目的としたシルバー人材センターが事業運営されているため廃止。	18～
3 ホームヘルパー受講支援事業	ホームヘルパー研修(2級)の受講費の一部を助成。	一定の目的を達成したため、廃止。	18～

項 目	現 状	見直し内容	年度
4 老人福祉電話事業	一人暮らし高齢者に電話機を無料で貸与。(当初設置費用 市負担)	電話の当初設置における経費が不要な契約制度もできたことから廃止。	18～
5 単親家庭親子ふれあい事業	単親親子を対象にバスツアー・クリスマス会を開催。	事業の利用者が固定化しており、広く対象者が利用しやすい現状ではないため廃止。	18～
6 市民啓発事業(さつき作成)	障害者・児福祉施設 さつき学園・つつじ学園・きぼう園・くすのき園の年次報告書として作成。	さつき学園・くすのき園の民間移管に伴い、平成16年度の報告書の作成をもって廃止。残る2園は別の報告様式とする。	18～
7 敬老祝金給付事業	77歳・88歳・99歳 10,000円 100歳以上 30,000円 現金給付。	現行の現金給付による事業は廃止し、高齢者祝賀事業の拡充へ。	18～
8 母子・障害者(児)福祉金事業	障害者 月2,000円～4,000円 母子家庭 月3,000円～5,000円 福祉金給付。	現金給付は廃止し、他事業への組み換えを行う。 18年度半額化、19年度全廃。	18～
9 サンシティ診療所事業	16年度末 歯科診療廃止 17年度 内科診療継続	当該施設周辺に医療機関が存立するため廃止。	18～
10 母子栄養強化事業	低所得世帯の妊産婦・2,500g以下の乳児に牛乳か粉ミルクを現物支給。	現在、栄養食品は牛乳だけにとどまらず、様々な食品が存在する中、事業の必要性が薄くなっているため廃止。	18～
11 福祉団体研修活動補助事業	福祉団体が他都市の先進事例を調査研究する際に支援。	先進事例の調査研究については、インターネット等の活用などで容易に収集が可能になったことにより、バス借上料補助の意味合いが薄れたため18年度廃止。	18～
12 アイドリングストップバス購入補助事業	市交通局がアイドリングストップバスを購入する場合に補助金を支給。	現在、新規購入するバスは、全て同装置が装着されており、奨励の必要がなくなった。	18～
13 伊丹市生活科学クリエイター	食品表示等の立入調査等をし、消費者のつどいでの発表や情報誌に掲載。	18年度末廃止。消費生活研究会に引き継ぐ方向で調整。	19～
14 記念樹緑化事業	人生の節目、記念日に苗木を配布し、緑化を推進する。16年度末までに2,168本の苗木を配布。	一定の目的が達成されたため廃止。	18～
15 学校での果樹等の苗木植栽・育成事業 (地域に開かれた緑化推進)	学校に果樹等特色ある苗木を植え、地域で管理し、緑化を推進する。16年度末までに17校 148本を配布。	一定の目的が達成されたため廃止。	18～
16 中小企業研修・研究開発補助事業	公的機関での研修受講料の1/3、国・県の研究支援事業の申請経費全額(200千円限度)を補助。	人材育成等の支援は産業・情報センターで実施することとし廃止。	18～
17 中小企業連鎖倒産防止対策助成金	倒産関連中小企業で公的融資を受けているものに、その利子の一部を助成。	ここ数年、利用者がいない状態が続いていることから廃止。	18～
18 中高年齢者キャリア形成促進奨励金	45～65歳の従業員の職業能力開発のため職業訓練校派遣に対して、@860円/日100日限度を補助。	国の類似制度に移行。	18～
19 未組織労働者生活安定資金融資制度補助	労働組合のない従業員が労働金庫から融資を受ける際の債務保証料等を補助。	多様な融資制度が充実してきたため廃止。	18～
20 住宅資金融資あっせん事業	住宅融資について労働金庫をあっせんし、借入額の1/5を預託。	民間金融機関等において、低金利の金融商品が提供されており、利用者も少ないため廃止。	18～
21 住宅敷金融資あっせん事業	住宅敷金について労働金庫をあっせんし、借入額の1/5を預託。	ここ数年、利用者が少ない状態が続いており、廃止。	18～
22 家庭教育講座事業	家庭教育に関する講座を公民館と共催。	家庭教育推進連携支援委員会の意見を公民館主催事業に反映させる。	18～
23 生涯大学事業	専門的・体系的に経済学・日本文学・社会学科について年10回開催。	必要に応じ公民館講座の中で高度化した市民ニーズへの対応を図ることとし、個別の事業としては廃止。	18～
24 アウトドア野遊び村事業	伝承遊びを年数回、子ども向けイベント開催時に実施。	公民館地域協働講座の出前講座として講師を派遣することとし廃止。	18～
25 農作物収穫イベント企画運営事業	野外活動センターにおいて、イチゴ・スイカ・さつまいも・枝豆・山の芋の収穫体験を実施。	伊丹山荘に付随する事業であり、その閉鎖により廃止。	18～
26 公私立合同遠足事業	公立・私立の保育園の交流のため、3・4・5歳別に遠足を合同実施。バス借上料	廃止(現在の方法を見直し、回数や負担割合を含めて検討。)	18～
27 介護ファミリーサポートセンター事業	軽度の介護が必要な家族を抱えながら働く人と介護ができる人が会員となって家事援助等を行う。	17年度より市単独事業として実施したが、費用対効果を踏まえ廃止。社会福祉事業団の自主事業としての継続を検討。	18～
28 あそか苑等建設利子補給	あそか苑等建設にかかる借入金の償還利子について、市が利子補給。	利子補給を廃止。	18～

項 目	現 状	見直し内容	年度
29 摂津地区農作物改良協会負担金	同協会負担金 10千円。	同協会は17年度よりJAが運営しており廃止。	17～
30 各種協議会 負担金	各種協議会のメンバーとして、負担金を支払い。	パブリックデザインセンター・都市計画協会・全国市街地再開発協会・都市防災推進協議会・公共建築協会・阪神地区公民館運営審議会連絡協議会他を脱退。他の協議会についても脱退を検討。	18～

○ 整理・統合・手法等の見直し 69件 [改善見込額 1,808百万円 内18年度 248百万円]

項 目	現 状	見直し内容	年度
1 学校評価システム事業	学校評価システム診断票を活用し、教育活動等について学校園自ら点検・評価を行い、以後の教育活動等に反映する。	指導力向上専門研修事業の中で、より質の高い評価手法のあり方について研究する。	18～
2 平和フォーラム事業	8月の第1週を公民館平和週間とし、資料展・記念講演会等を開催。	個別の事業としてではなく、公民館講座の中で平和問題に取り組む。	18～
3 憲法記念講演会事業	憲法記念日前後に教授・弁護士・ジャーナリスト等幅広い分野の講師による講演会を開催。	個別の事業としてではなく、公民館講座の中で必要に応じて実施を検討。	18～
4 公民館運営審議会	年4回、各種事業の企画実施について調査・審議を行う。	社会教育委員の会へ統合。市民の参画と協働の組織である公民館事業推進委員会の拡充を図る。	18～
5 「すこやか家庭」育成委託事業	団体活動の中で家庭教育について学習するため、同年代、異年代家庭同士、継続性のある交流を行う。	「家庭・子ども支援地域ネットワーク(すこやかネット)」事業に統合。	18～
6 家庭教育市民懇談会事業	学校・家庭・地域が意見(情報)交換し、共同実践に向けた環境をつくる。	「家庭・子ども支援地域ネットワーク(すこやかネット)」事業に統合。	18～
7 各種教員研修事業	授業研究・研修の実施他。	総合教育センター研修で実施。	18～
8 中堅教員先進校留学事業	教育の今日的課題について先進的に取り組んでいる学校へ教職員を派遣。	現在、出張旅費を予算措置しているが、今後は各学校配当予算で対応。	18～
9 農業祭・米まつり	農業祭事業補助金・米まつり運営委託料。	米まつり運営委託料を農業祭事業補助金に統合し、減額。	18～
10 障害者(児)作品展事業	12月9日の障害者の日の前後にアイアイセンターにて開催。	単独事業としてではなく、啓発事業であるフェスタ・イン・伊丹の中の1つのイベントとして位置付ける。	18～
11 公民館連絡協議会等研究事業	公民館職員の研修・研究・調査・資料の作成。	負担金支出の伴う阪神公民館連絡協議会への参加は廃止。関係市町との情報交換会を必要に応じ開催・参加する。	18～
12 学校教育情報化推進委員会	学校の情報化を目指し、コンピュータ・ソフトウェア・周辺機器の調査・審議をし、教育長に提言する。	情報機器の導入時に開催されている委員会であるため、情報教育推進事業の中で実施。	18～
13 感染症予防対策事業	公共施設の調理施設の消毒を年1回実施。	調理施設への年1回の消毒では効果が小さいため廃止。予防啓発の手法に関して印刷物の見直しを行う。	18～
14 生きがい対応デイサービス事業	1日4時間 教養講座・日常動作訓練・各種趣味活動等を実施。	地域支援事業として、対象者を虚弱に絞り、介護予防の内容を充実する。また、事業団への補助人件費を削減する。	18～
15 福祉医療制度	老人・障害・乳幼児・母子家庭・高齢障害・特定疾患等で医療費助成。	障害・高齢障害の対象等級・母子家庭の所得制限について、市独自の基準を廃止。特定疾患の保険外給付を廃止。(就学前まで入院外来の一部負担金を全額補助、小学生の入院時一部負担金を全額補助に拡充。)	18～
16 エコロジーマーケット開催事業	年2回、リサイクルフェアとフリーマーケットからなるエコロジーマーケットを開催。	リサイクル製品の普及のため、リサイクルフェアのみ実施。	18～
17 高齢者ふれあい入浴事業	高齢者の健康づくり、生きがいのため、公衆浴場を第1金曜日無料・その他の金曜日半額とする。	平成17年度より公衆浴場福祉対策補助事業に統合。補助内容の見直し。	18～
18 一般市道・その他道路の整備方針・計画の策定	細街路計画等により市道の新設・改良を実施。	平成19年度に(仮称)新・生活道路整備方針を策定。	19～

	項 目	現 状	見直し内容	年度
19	ニュースポーツの普及推進	年2回の啓発・体験イベントを実施。	年1回(体育の日のつどい)実施に変更。	18～
20	木器地区の委託料	ハーブ園・花菖蒲園・果樹園・野外活動センター等の維持管理・清掃委託等を実施。	ハーブ園・花菖蒲園・果樹園事業を廃止。	18～
21	野外活動センター事業	冒険教室他(農作物収穫イベント企画運営 前出)	冒険教室のみ実施。(農作物収穫イベントは前出)	18～
22	同和・人権関係研修会参加事業	全国規模の研修会に参加。	一定の成果を踏まえ、参加回数を減らす。	18～
23	人権・同和教育だより「ひかり」の発行事業	年2回(11・3月)、人権に関する情報を発信することにより、人権思想の普及向上を図る。	年1回発行。	18～
24	学校技能員	各校2名配置。	学校技能員の定数を大規模校(クラス数20以上)2名、小規模校(クラス数19以下)1名配置とすべく、平成20年度実施に向け職員組合と協議する。	20～
25	CATV番組の制作・放送事業	ペイコミュニケーションに地域ニュースの取材・放送を委託。	市委託番組の内容を一部変更(文字放送の中止)し、委託料の抑制を図る。	18～
26	阪急伊丹駅前電光掲示板運営事業	市政情報・緊急情報等を掲載。	エフエムいたみが行う民間広告の導入を認め、広告時間帯枠分の委託項目を一部減らし委託料の抑制を図る。	18～
27	平和啓発事業	7～8月の平和月間、11～12月の人権週間に統一パンフレットを作成・配布。	事業経費を削減。	18～
28	高齢者転倒予防教室	身近な公共施設・デイサービスセンターで転倒予防に効果のある体操等を行う。	基幹型在介への対象者のプログラム作成委託料を削減する。	18～
29	長寿お祝いの会事業	90歳・金婚夫婦のお祝いと老人クラブによる各種練習成果の発表。	参加者・出演者記念品を減額。	18～
30	戦没者追悼式事業	10月にいたみホールにおいて無宗教形式の戦没者追悼式を実施。	参加記念品を廃止し、経費を削減。	18～
31	小学校家庭科展事業	家庭科で製作した作品をいたみホールにて展示。	事業経費を削減。	18～
32	幼・小・中・養 図工美術展事業	幼・小・中・養の図工・美術の作品展。	事業経費を削減。	18～
33	フィールドスクール事業	昆虫館・美術館・子ども文化科学館等での実地学習に対してバス借上料・回数券を全額補助。	バス借上料を1/2補助に減額。	18～
34	外国人児童生徒受入事業	外国人児童の日本語指導・適応指導のため一定期間、講師を学校に派遣。	派遣要綱を見直し、派遣回数を削減。	18～
35	小中学校自由研究推進事業	小中学生から希望者を募り、年間を通して、自分で決めた課題について研究・発表。	指導者の報償費減額、研究発表資料を電子媒体で保存し、印刷製本費を削減。	18～
36	中学校芸術教育推進事業	市立美術館・中学校美術科の共催で8中学校の生徒が作品製作に取り組む。	経費を削減する。	18～
37	自然学校事業	小学校5年生が5泊6日で自然学習。 県から事業費の1/2補助あり。	事業費を県補助限度額(15,401千円)の2倍程度まで圧縮。	18～
38	農業委員会	農業委員数 17名。	12名に減員。	20～
39	農業共済 損害評価会	評価委員数 15名。	12名に減員。	18～
40	地図情報ソフト更新	クリーンセンター業務用住宅地図ソフトの更新を毎年実施。	隔年毎に変更。	18～
41	プラネタリウム投影プログラム作成	毎年5番組を新規作成。	新規作成を廃止し、既存番組の投影に変更。	18～
42	阪神農業改良普及協議会負担金	負担金 80千円。	幹事市に申し入れ、60千円に減額。	18～
43	コーラスグループ指導謝礼	指導謝礼 334千円。	平時の指導謝礼を廃止 128千円に減額。	18～

	項 目	現 状	見直し内容	年度
44	いけばな展委託料	委託料 540千円。	委託料を500千円に削減。	18～
45	平和啓発推進事業	平和都市宣言記念事業及び講演会を開催。	事業経費の節減を図りながら、記念事業・セミナーを実施。	18～
46	伊丹市交通安全対策懇談会事務	年1度、運輸事業者の組合が交通対策に関する要望を市に対して行う。	近隣市と調整の上、必要に応じて要望の受付・対応を行う。	18～
47	市民健康相談事業	月1回、相談受付。	現在、既に随時に相談を受けているため、月1回の相談日の設定は廃止。	18～
48	市民まちづくりラウンドテーブル事業	市民同士が相互にまちづくりに関する情報・意見交換し、地域での活動の充実と協働によるまちづくりを推進。	市民まちづくり団体が協働し、団体の自主活動へと展開する。	18～
49	研究収録発刊(総合教育センター)	印刷物として発刊。	電子媒体での保存、インターネットでの公開に転換により、印刷製本費を削減。	18～
50	パソコン講座事業(公民館)	初心者等を対象としたパソコン超基本講座を実施。	一定数の機器の更新を図りながら、パソコン相談室業務を実施。	18～
51	庁用車両運転管理事務	公用車を購入からリース方式に変更。	議長車のリース化、共用車の貸出化、貸出車の軽自動車化。	18～
53	市民緑化協定事業	緑化維持・コミュニティ花壇・生け垣・庭先花壇協定。	庭先花壇協定については実態を把握し、改善策を検討。新規のもの(アドプト(里親)制度)としては施策等を考慮した市民緑化協定を検討する。	18～
54	家庭菜園事業	「土に親しむ会」への管理委託並びに運営負担金。	運営内容の明確化。	19～
55	西センター管理委託業務	都市整備公社に昼夜間、土曜 業務委託。	平日の昼間は市民課職員による管理とする。	18～
56	住民票等自動交付機監視業務(消費生活センター)	嘱託職員による監視。	監視装置を取り付け、業務委託。	18～
57	中小企業振興融資制度(保証料負担金の見直し)	保証料負担金について借入金額区分による補助。	定率補助に切り替え。	18～
58	花摘み園等管理業務委託	(財)伊丹市公園緑化協会に委託。	市の歳入としている花摘み料を緑化協会の歳入に切り替え、経営努力を促す。	18～
59	共同利用施設用地借料	春日丘センター用地借料。	移築により借地返却。	18～
60	ふれあい交流センター浴場管理業務	地元団体へ委託。	直営による管理として経費を見直し。	18～
61	庁舎電話料	電話の回線使用料及び通話・通信料金。	契約方法の変更により、経費節減。	18～
62	庁舎雑排水管保守点検業務	庁舎の雑排水管及び汚水管の清掃を委託。	汚水管クリーニング方法を見直し、経費節減。	18～
63	団体補助金		各種団体への補助金の見直し。	18～
64	視聴覚教育事業	教員を対象にビデオ編集講座・視聴覚機器の活用講座を開催。	情報教育推進事業に統合。	18～
65	家庭教育市民フォーラム事業	家庭教育研修のための市民参加型フォーラム。	「家庭・子ども支援地域ネットワーク(すこやかネット)」事業に統合。	18～
66	阪神丹波少年少女交流事業	丹波市山南町と瑞穂小地区社協の子どもが隔年、相互訪問し交流。	一定の目的が達成されたため、バス借料を廃止。	18～
67	内なる国際化啓発事業	内なる国際化啓発映画の上映。	「草の根のつどい」事業と統合。	18～
68	電子入札制度の導入		入札における透明性や入札参加者の利便性の向上、事業コストの削減および事務の迅速化を図るために平成18年度より電子入札制度を導入。	18～
69	内部管理経費の節減		経常経費査定による縮減他。	18～

4 公営企業等繰出金の見直し 1件 [改善見込額 1,461百万円 内18年度 232百万円]

項 目	現 状	見直し内容	年度
1 企業性の推進	一般会計からの補助・繰出。	企業会計・特別会計への補助・繰出ルールの見直し。	18～

5 地方公社等の経営健全化 3件

項 目	現 状	見直し内容	年度
1 土地開発公社	第1次経営健全化計画に取組み、累積欠損金の拡大防止を図っている。	第2次経営健全化計画(H18～H22)により、累積欠損金の縮小を目指す。	18～
2 外郭団体の経営方針の見直し	市と協力し各種施設で事業展開を行っている。	派遣職員の引き揚げなどにより、自立経営を促し、独立採算・企業性の推進を目指す。	18～
3 (財)伊丹市緑化協会	緑化啓発・公園維持管理とも協会と市で業務が重複している。	緑化啓発は原則として協会事業とし、公園維持管理は原則として市直営とする。	18～

6 積極的な財源確保 15件 [改善見込額 2,140百万円 内18年度 517百万円]

項 目	現 状	見直し内容	年度
1 家庭菜園事業	家庭菜園運営負担金として固都税相当額の50%を納付。	収入の確保 : 固都税相当額の60%に引上げ。	18～
2 未収金	市税・保育所利用負担金・市営住宅使用料・し尿収集手数料・災害救助費貸付・住宅資金貸付・奨学金・入学支度金・生活資金貸付 他。	収入の確保 : 未収金の徴収強化。	18～
3 収益事業	競艇事業会計からの繰入。	収入の確保 : 経営改善により収入を確保。	18～
4 高齢者転倒予防教室	無料	筋力向上トレーニング事業(機器なし)と位置付ける。 適正な受益者負担 : 216千円(@150円/1回)	18～
5 機能訓練B型(遊友教室)	無料	適正な受益者負担 : 267千円(@50円/1回)	18～
6 サンシティホール・神津福祉センターの駐車場	無料	適正な受益者負担 : 有料化を検討。	19～
7 特別保育メニュー	延長・一時・休日・病後児保育。	適正な受益者負担 : 特別保育にかかる経費を再度見直し、減免制度を含めて受益者負担のあり方を見直す。 延長保育事業 @3,500円 @4,000円	18～ 19～
8 使用料・手数料	し尿処理手数料・人員制 一人につき月額300円 従量制 一般家庭以外 180%につき1200円 一時的な事業活動のために収集するもの 収集1回につき2500円を加算。	適正な受益者負担 : 従量制の一時的な事業活動のために収集するもののうち、収集1回につき2500円の加算分の改定を検討。	19～

項 目	現 状	見直し内容	年度
9 使用料・手数料	排水設備指定工事店指定手数料・1件につき3,500円 責任技術者登録手数料・1件につき2,400円	適正な受益者負担 : 指定等の処理に要する実経費に見直す。 指定手数料・1件につき10,000円、登録手数料・1件につき3,000円	18～
10 使用料・手数料	道路占用料、法定外公共物使用料 (電柱・電話柱・管類・線類等)	適正な受益者負担 : 道路占用料・法定外公共物使用料の改定。	18～
11 高校生・大学生ハッセルト市派遣事業	高校・大学生をベルギー・ハッセルト市に派遣。 派遣費用の3/4を補助。	適正な受益者負担 : 派遣費用の1/2補助に減額。	18～
12 中学生佛山市派遣事業	中学生8名を中国佛山市に派遣。 派遣費用の全額を補助。	適正な受益者負担 : 派遣費用の3/4補助に減額。	18～
13 高校生海外英語研修助成事業	市民税所得割額3万円以下の世帯生徒に対して研修経費の2/3を助成。	適正な受益者負担 : 研修経費の1/2補助に減額。	18～
14 未利用地の処分	市有地。	桜ヶ丘1丁目32-10 元市公舎敷地 102.89㎡ 荻野5丁目10 153.28㎡	18
15 未利用地の処分	法定外公共物。	旧里道・水路敷。	18